

第 390 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 390 回三木市議会定例会（令和 7 年 11 月 25 日開会）に提出する議案 17 件（条例関係 5 件、指定管理者の指定関係 7 件、補正予算関係 4 件、その他 1 件）の概要は、次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 70 号議案 三木市多世代交流施設条例の制定について（縁結び課）

ア 制定理由

郊外型戸建て住宅団地における「人口減少」「高齢化」「空き家」等の課題を解決し SDG s 1 1 「住み続けられるまちづくり」を実現するため、団地再生事業の核となる新たな多世代交流施設を設置するに当たり、三木市多世代交流施設条例を制定する必要があるため。

イ 制定内容

多世代交流施設について、設置、事業内容及び管理運営等について規定する。

ウ 施行期日

規則で定める日

(2) 第 71 号議案 国民年金法に基づく戸籍手数料の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）

ア 改正理由

国民年金法の改正に伴い、国民年金法に基づく戸籍手数料の免除に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

老齢基礎年金に子の加算が創設されたため、戸籍手数料を免除する基礎年金の額の加算の要件に該当する子の戸籍に関する証明書に、老齢基礎年金を追加する。

ウ 施行期日

令和 10 年 4 月 1 日

(3) 第 72 号議案 子ども・子育て支援法の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（教育・保育課）

ア 改正理由

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、0 歳 6 か月から満 3 歳未満で保育所などに通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度（こども誰でも通園制度：児童福祉法では「乳児等通園支援事業」）が導入される。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられたことから、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準並びに特定乳児等通園支援事業の運営の基準を条例で定める必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準

a 乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に係る章を新設し、内閣府令に定める基準を準用する規定を定める。

b 市独自の基準として、乳児等通園支援事業者が三木市暴力団排除条例に定める暴力団員等でないことを求める規定を定める。

(イ) 特定乳児等通園支援事業の運営の基準

特定乳児等通園支援事業の運営の基準に係る章を新設し、内閣府令に定める基準を準用する規定を定める。

ウ 施行期日

イ(ア) 令和 8 年 1 月 1 日

イ(イ) 令和 8 年 4 月 1 日

(4) 第 73 号議案 三木市保育教諭等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について（教育・保育課）

ア 改正理由

教育職員免許法の改正に伴い、三木市保育教諭等修学資金貸与条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

保育教諭等の用語の意義を定める条項に、主務教諭及び主務保育教諭を追加する。

ウ 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

**(5) 第 74 号議案 三木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
(消防本部予防課)**

ア 改正理由

令和 7 年 2 月 26 日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受け、総務省消防庁が開催した、消防防災対策のあり方に関する検討会において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、三木市火災予防条例の一部を改正する。

イ 改正内容

- (ア) 林野火災に関する注意報を発することができることとし、市の区域内にある者は注意報の発令中における火の使用の制限に従うように努めなければならないこととする。さらに、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとする。
- (イ) 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。
- (ウ) その他、必要な改正を行う。

ウ 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

2 指定管理者の指定関係

次に掲げる施設について、指定管理者を定めることにつき、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

- (1) **第 75 号議案 指定管理者の指定について（星陽やすらぎセンター、星陽ふれあい広場）（障がい福祉課）**
- (2) **第 76 号議案 指定管理者の指定について（共同作業所）（障がい福祉課）**
- (3) **第 77 号議案 指定管理者の指定について（みきやま斎場）（市民課）**
- (4) **第 78 号議案 指定管理者の指定について（自由が丘中公園バス待合施設）（交通政策課）**
- (5) **第 79 号議案 指定管理者の指定について（三木市多世代交流施設）（縁結び課）**
- (6) **第 80 号議案 指定管理者の指定について（農産物工房）（観光振興課）**
- (7) **第 81 号議案 指定管理者の指定について（別所ゆめ街道飲食物産館等）（観光振興課）**

3 補正予算関係 【別紙「令和7年度12月補正予算(案)の概要」参照】

- (1) 第82号議案 令和7年度三木市一般会計補正予算(第4号)
- (2) 第83号議案 令和7年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- (3) 第84号議案 令和7年度三木市水道事業会計補正予算(第1号)
- (4) 第85号議案 令和7年度三木市下水道事業会計補正予算(第2号)

4 その他

(1) 第86号議案 字の区域の変更について(財政課)

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、東田土地改良区が実施した土地改良事業による換地処分に伴い、字の区域の変更をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

令和 7 年度 12 月補正予算（案）の概要

現在、青山 7 丁目に建設中の多世代交流施設を令和 8 年度から指定管理者制度により施設を管理運営していくための経費について債務負担行為を設定するほか、神戸電鉄粟生線の志染駅から三木駅までの昼間時間帯（11 時台～14 時台）の増便運行を令和 10 年 3 月まで 2 年間延長するために債務負担行為を設定するなど、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

（単位：千円）

会 計 名（補正号数）		補正前の額	補正額	計
一 般 会 計（第 4 号）		41,785,443	103,070	41,888,513
後期高齢者医療事業特別会計（第 2 号）		1,862,213	860	1,863,073
企業会計	水 道 事 業 会 計（第 1 号）	2,471,680	△13,256	2,458,424
	収 益 的 支 出	1,802,382	△13,256	1,789,126
	資 本 的 支 出	669,298	0	669,298
	下 水 道 事 業 会 計（第 2 号）	4,663,152	△23,189	4,639,963
	収 益 的 支 出	2,435,000	△6,124	2,428,876
	資 本 的 支 出	2,228,152	△17,065	2,211,087

2 補正予算（案）の主な内容

【一般会計】

（1）多世代交流施設の指定管理料

【債務負担行為】

〔総合政策部 縁結び課〕

多世代の人々が自然と集まり、まちのにぎわいを生み出し世代を超えた人々のつながりを未来に受け継いでいくため、「共におぎなう・つなぐ・はぐくむ」をテーマに本年 2 月より整備を進めてきた青山 7 丁目の多世代交流施設を令和 8 年度から指定管理者制度により施設を管理運営していくための経費について債務負担行為を設定します。

施設名	期間	限度額
多世代交流施設	令和 8 年度から 令和 17 年度まで	536,000 千円以内

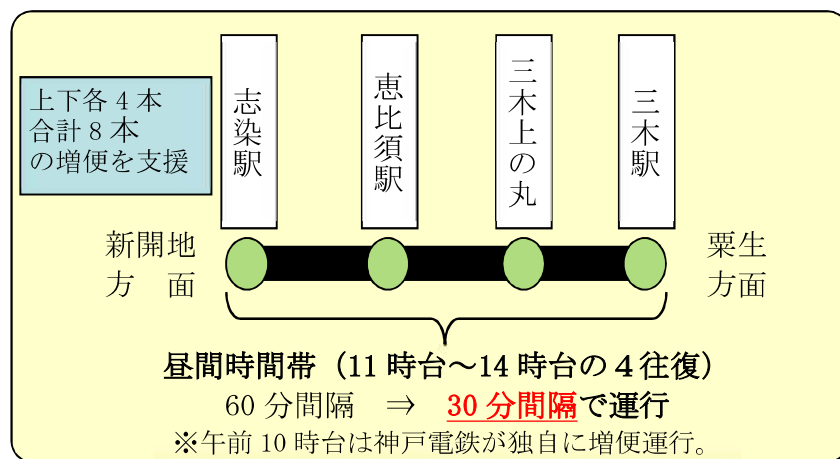
(2) 神戸電鉄栗生線の昼間時間帯の増便運行

【債務負担行為】

[都市整備部 交通政策課]

令和2年から実施してきた神戸電鉄栗生線の志染駅から三木駅までの昼間時間帯（11時台～14時台）の増便運行について、利便性やアクセス性の向上により栗生線の利用促進が図られていることや、沿線地域のにぎわいづくりにも寄与していると考えられることから、令和10年3月まで2年間延長します。

事 項	期間	限度額
神戸電鉄栗生線増便運行事業	令和8年度から 令和9年度まで	34,000 千円以内



(3) 特別支援学校スクールバスの運行

【債務負担行為】

[教育総務部 教育施設課]

令和8年度からの特別支援学校のスクールバス運行に係る債務負担行為を設定し、新年度から確実に運行できるようにします。また、令和8年度以降の特別支援学校の児童生徒数の増加の見込みに合わせて、必要な車両への見直しを行います。

事 項	期間	限度額
特別支援学校通学対策事業	令和7年度から 令和10年度まで	55,000 千円以内

(4) 農地バンク活用に対する地域集積協力金の増額【県補助】

4,760 千円

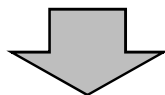
[産業振興部 農業振興課]

農地中間管理機構（農地バンク）を活用して、担い手への農地の集積・集約化に取り組む地域に対して交付する地域集積協力金の対象となる地域及び面積が増

えるため同協力金を増額します。

【当初】 (交付単価：28 千円／10a)

対象地域	集積面積	地域集積協力金
別所町小林地区	4,000a	11,200 千円



【補正後】 ※不足額 4,760 千円を増額

対象地域	集積面積	地域集積協力金
別所町小林地区	4,100a	11,480 千円
吉川町実楽地区	1,600a	4,480 千円
合 計	5,700a	15,960 千円

(5) 寄附金を活用した人権啓発看板等の更新 600 千円

[市民生活部 人権推進課]

自由同和会兵庫県本部から、本市の人権施策推進を目的として頂いた寄附金を活用して市役所前及び市立総合隣保館前の人権啓発看板を更新します。

(6) 寄附金を活用したゴルフ用品の整備 200 千円

[産業振興部 ゴルフのまち推進課]

プロゴルファーのH・W・リュウ選手から頂いた寄附金を活用してスナッグゴルフクラブなどを整備します。

※令和5年度から本市のジュニアゴルファー育成を目的として同選手から毎年寄附をいただいています。

(7) 中央公民館等複合施設の整備 8,866 千円

[教育総務部 生涯学習課]

官民連携の手法により事業を進めている中央公民館等複合施設の整備において、本年度に実施している事業者選定発注支援業務について、新たに必要となることが判明した自由提案施設に係る契約事務や管理組合の設立に係る支援などの専門性の高い業務に関する経費を増額します。

(8) 令和 8 年度からの指定管理施設の指定管理料**[債務負担行為]**

令和 8 年度に更新となる市の施設の指定管理にかかる債務負担行為を設定します。

施設名	期間	限度額	所管課名
みきやま斎場	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	170,000 千円以内	市民生活部 市民課
共同作業所	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	69,000 千円以内	健康福祉部 障がい福祉課
星陽やすらぎセンター 星陽ふれあい広場	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	4,000 千円以内	健康福祉部 障がい福祉課
別所ゆめ街道飲食物産館 石野休憩所、別所休憩所	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	25,000 千円以内	産業振興部 観光振興課
自由が丘中公園バス待合 施設	令和 8 年度から 令和 12 年度まで	29,000 千円以内	都市整備部 交通政策課

(9) その他の補正**88,644 千円**

内 容	補正額	所管課
多世代交流施設の施設管理委託料の減額	△7,000 千円	総合政策部 縁結び課
過年度の国・県補助金等の精算に伴う返還	95,644 千円	健康福祉部 福祉課、こども福祉課、健康増進課 教育振興部 教育・保育課

【特別会計及び企業会計】**(10) 各会計における補正**

会計名	補正額	補正内容	所管課名
後期高齢者医療事業特別会計	860 千円	保険料還付金の増額	市民生活部 保険年金課

水道事業会計	△13,256 千円	不用額の減額、支払利息の増加 等	上下水道部 水道業務課
下水道事業会計	△23,189 千円	不用額の減額 等	上下水道部 下水道課